

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 1 2 9 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会				
事務局 (担当課)		総務局情報公開課情報公開班 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 3 1 (直通)				
開催日時		令和 2 年 7 月 1 6 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分から正午まで				
開催場所		相模原市立産業会館 4 階 中研修室				
出席者	委員	1 3 (別紙のとおり)				
	その他	8 人 (保険企画課総括副主幹、同主事、生活衛生課生活衛生班総括副主幹、同主査、生活衛生課食品衛生班総括副主幹、同主査、教育センター担当課長、同主任)				
	事務局	3 人 (情報公開課長、同総括副主幹、同主査)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		<p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 副会長の選任について 2 公文書管理部会委員の指名等について 3 第 1 2 7 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について 4 第 1 2 8 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 (書面会議) の結果について 5 第 1 2 8 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について 6 諮問事案に係る調査審議について <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定個人情報保護評価について <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事務に関する特定個人情報保護評価書 (再評価) について (2) 個人情報保護条例第 1 1 条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について <ul style="list-style-type: none"> ア 住宅宿泊事業届出受付事務におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について イ 食品衛生法に基づく許可、届出事務におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について ウ パブリッククラウドサービスの利用による学習活動におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について 7 その他 				

主な内容は次のとおり

(は会長の発言、 は委員の発言、 は事務局及びその他職員の発言)

1 副会長の選任について

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会規則第3条第1項に基づき、委員の互選により、瀬戸委員が副会長に選任された。

2 公文書管理部会委員の指名等について

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会規則第6条第3項に基づき、会長が、下重委員、土田委員の2名を部会の委員に指名し、同規則第6条第4項の規定に基づき、会長が、部会長に土田委員を、副部会長に清水委員をそれぞれ指名した。

3 第127回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について

第127回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録(案)について、承認し、資料とともに行政資料コーナーへ配架することとした。

4 第128回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会(書面会議)の結果について

第128回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会(書面会議)の結果及び類型答申の内容について、事務局から説明を行い、意見等はなかった。

5 第128回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について

第128回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録(案)について、承認し、資料とともに行政資料コーナーへ配架することとした。

6 諮問事案に係る調査審議について

(1) 特定個人情報保護評価について

・国民健康保険事務に関する特定個人情報保護評価書(再評価)について

実施機関である保険企画課から説明の後、質疑応答が行われた。

評価実施手続の中で、第三者点検に先立つ住民等からの意見の聴取だが、ここに記載されているパブリックコメント手続きというのは、本市のパブリックコメントの手続きということでしょうか。

そのとおりである。

準じてということは、本来本市のパブリックコメントの手続きの対象ではないということか。

そのとおりである。

この意見の聴取について法律で定められているのであれば、その手続き自体は自治体で決めるということになっていると思う。

特定個人情報保護評価の意見募集は、(いわゆる番号法と)国の個人情報保護委員会の規則に定めら

れている。その意見募集の手続きは、本市の要綱で定めているパブリックコメント手続き（パブリックコメント手続要綱）に準じている。

自治体において、どのような意見聴取の手続きをとるかは、自治体に委ねられているということか。そのとおりである。

本市の場合は要綱が定められているということか。そうであれば、本事務を当該要綱の適用対象に含めるべきと思うがいかがか。

特定個人情報保護評価書の意見募集という手続きについて、（パブリックコメント手続要綱とは別個に）要綱（特定個人情報保護評価実施要綱）で定めている。その中に市のパブリックコメントの手続きに準ずると記載している。

整理をしたい。手続きが同じだということは理解した。

パブリックコメント手続きは条例に基づくものか、あるいは要綱に基づくものか。

要綱で決めている。

それはこの件に関する要綱があるのか。それとも一般の要綱か。

市全体のパブリックコメントについての要綱である。

根拠が要綱であってもパブリックコメントをかける対象が要綱の中に規定していると思うが、その対象の中にこれが入っているのか。

市のパブリックコメントの要綱の中に、保護評価書の記載は入っていない。

だから、準じてという記述があったのか。

そのとおりである。

そうであれば、制度開始期であればいたしかたないが、ゆくゆくは要綱自体で適用対象を法律の規定に合わせて変えた方がいいのではないかと思う。本件そのものにかかるものではないが、扱いとして検討していただきたい。

実施機関が退出し、瀬戸部会長から専門部会における調査審議の報告が行われ、調査審議が行われた

第三者点検報告書では、委員からはいくつかの意見が出ていて、それをまとめてもらっているが、結果として、委員の意見にどのように従って修正したのか。

ご意見をいただいて、それに基づき実施機関において、何度か修正したものである。

パブリックコメントの対象となった、修正済みが資料4 - 1 - 2ということか。

当初、専門部会に出された資料から、色々な修正点を実施機関で一次点検のあとに実施した結果の資料が4 - 1 - 2である。

4 - 1 - 3に丁寧に分類されて記載されている内容は、4 - 1 - 2に溶け込んでいるということか。

そのとおりである。

4 - 1 - 3の指摘に対応して、4 - 1 - 2に記載されている事項はそれで問題ないということか。

- 全てが反映されている訳ではないが、長期的に直してほしいというような助言があり、特定個人情報評価の範囲で是正してもらいたいものは是正していただく、専門部会として長期的にこうした方がいいという助言などもあったが、それについては、今後の課題としてもらう。

部会として納得できる内容になっているのか。

- なっている。

- 意見募集で意見は出なかったのか。
出ていない。

審議の結果、「国民健康保険事務に関する特定個人情報保護評価書（再評価）」について、指針に定める実施手続等に適合し、かつ、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし、妥当であるとする答申を行った。

（２）個人情報保護条例第 11 条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について ア 住宅宿泊事業届出受付事務におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について

実施機関である生活衛生課から説明の後、質疑応答が行われた。

- 市が保有する情報を使うから諮問しているのか、単にオンラインを使うから諮問しているのか。
本来、直接事業者がシステムへ入力するのだが、市に届出したものは市の保有個人情報となるため、それをシステムに入力することが保有個人情報の提供にあたるためである。
- 本人の届出用紙に記載されている内容を単純に入力代行するわけではないということか。
そのとおりである。
- 市の保有している情報を使うということか。
そのとおりである。
個人情報として保有し、それをオンラインで提供するということなので、11条のオンライン結合に該当すると判断したものである。
- すでにある市民の情報ではなく届出用紙をもらった段階で市が保有する個人情報になるという理解でいいか。
そのとおりである。
- 14件中9件が紙ベースで提出されているという理解でいいか。
そのとおりである。
- なぜ、9件は事業者がオンラインで提出しないのか。市でインターネットにつながるパソコンを設置して、自分でやってもらったほうが市としての業務が単純になる。代行なんてしないで直接やってもらうべきではないか。そういうことはできないのか。
確かに窓口でやってもらうということもあるが、現在保有しているパソコンはインターネット回線のものがなく、すべてLGWAN回線によるパソコンなので、現時点では市民が使えるものがない。また、件数が多くなかったので、パソコンを購入することも検討していない。
- インターネットのできることを紙でやるから行政の負担になる。絶対にインターネットでやってくれと言えやめるのではないか。新たな市役所として代行サービスみたいなことをやるというのは長期的な展望でいくとおかしいのではないか。保有個人情報の問題や審議会への諮問なども出てくるわけで、もう少しシンプルにできないのか。今回の諮問ではなく、その前の問題として。
窓口パソコンを置いておくことで、我々が説明しながらであればできるということも考えられるので、今後検討していきたい。
そのような仕組みは、全市にまたがっていくと思う。ひとつ、ふたつの事務についてだけ行うとコストの観点からはわからないが、市全体で対応すれば将来的に有意義になると推測されるの

で、事務担当課単位ではなく全市的に検討していただきたい。直接入力できれば、審議会への諮問は不要ということになる。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

諮問の内容はよいと思うが、本来であれば、答申を得てから開始すべきものである。後になってしまったということで附帯意見をつけて提案している。

- 公文書の取得のタイミングが問題。パソコンを使用して入力した時点で公文書として市が取得したことになるのか。

その前に紙ベースでもらった時点で公文書として取得したことになる。

確認したいが、ダイレクトに打ち込んでいく人はいいのだが、そうでない人は紙で提出され、それを市が入力していく。市としては、紙で受け取った時点で個人情報の保有にあたるという理解でいいのか。

そのとおりである。

紙を受け取って保有管理するだけなら、審議会にかけなくていいのだが、電子計算機を結合して他の電子計算機に送る関係上、一定のリスクがあるから審議会の諮問答申を経なければならないということになる。申請者自身による入力を促すため、設備の面だけでなく、入力方法の教示の仕組みもあった方がいいと考える。この件だけでなく、全市的に。将来的にご検討いただきたい。

附帯意見は必ず付けておく。事後にならないように、全市にわたって確認をしておくようにしてほしい。

審議の結果、住宅宿泊事業届出受付事務におけるオンライン結合による保有個人情報の提供についてについて、附帯意見を付した上で諮問の内容を適当とする答申を行った。

(2) 個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について

イ 食品衛生法に基づく許可、届出事務におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について

実施機関である生活衛生課から説明の後、質疑応答が行われた。

- 申請する事業者というのは、想定で年間どの位いるのか。

現時点で年間、許可と届出が2000～2500件程度である。しかしながら、来年6月以降は仕組みが変わり、許可があれば届出は不要となる。また、食品業界はチェーン店が多いため、本社が一括してシステムに入力する場合も考えられる。このため、300件程度と想定している。

- 300件のうち、紙ベースはどのくらいあるのか。

紙ベースでの申請を300件程度と想定している。

数を聞くと、この事務だけでもそれなりの分量があると思われる。申請者による直接入力を主として、機器や入力方法の教示については、市の職員にお願いするというような方法をとった方がいいと思うがどうか。民泊は数が少ないから長期的な課題だったが、本案件は継続的に毎年相当数が見込まれる。

○ 代行サービスを行政がやるのか。事業者がビジネスでできるのではないか。わざわざリスクのあることをなぜ自治体がやるのか。役所ではなくて、事業者の問題である。それを行政コストに反映させるのはいけないと思う。セキュリティの問題も発生する。

例えば、窓口申請用のパソコンを置いて、職員が横について、教えながら入力する方法も考えられる。また、入力作業を外部に任せることも考えられる。

○ 基本的にはそうだ。スマホでもできるようにすると、行政サービスとして、そういう環境整備した方がよほどいい。

個人情報の管理の観点と、財政コストの観点の両方から検討していきたい。

○ この諮問の内容自体は問題ない。

時代が移行期にあるので、委員が提案されたのは非常に重要な点である。この審議会の所掌事務を越えるかもしれないが、誰が入力コストを負担するのかという問題がある。民泊の事例は、(本来、業としない)いわば一般人の市場参入を受け入れるという一定の政策があるから、入力の援助も市が行うというような前提があっても悪くはないが、この事業に関してはプロ(事業者)の話なので、ビジネスのコストに含めてもらうべきだ。もし自分でできないならできる人にお金を払ってやってもらうということがあってよい。むしろその方が望ましい。検討はおまかせするが、そういう意見があったということをお伝えいただきたい。

○ 紙で提出してくる業者がインターネットを利用できない業者であるということが前提だが、今回登録だけについて諮問しているのか。システム見ると、事業者の登録についてまずファーストステップがあって、その後変更する可能性があれば、変更の場合の届け出もある。最後、食品リコールの情報も登録できるという話だが、そもそも最初の登録ができなかった人は全部、市の職員がやるということになる。諮問書を見ると、事業者の情報を登録するためとなっているが、最初の登録だけ代行するのか、その後のお世話もするのか。その後を見るとリコールの情報があって、回収事案登録とか回収状況登録があり、まだ政策的に何をどういう情報を登録させるか見えていないかもしれないが、場合によってはどういう客に提供したとか、業態によっては客の個人情報までわかってしまう場合がある。消費者の情報まで提供するのか。現時点で見えている部分があればご説明ください。

1点目。入口で紙ベースだった方については、その後の変更の届出も、おそらく市で入力するようになると考えている。2点目の食品リコール情報については、まだ詳細は決まっていないが、商品名とか消費期限とか製造者とかの情報が公表されるもので、消費者の情報が提供されるものではないと確認している。

食品衛生法に基づく監督に関しては、本市がすでに紙ベースで個人情報を持っていると思うが、例えば食品衛生法の違反処分状況は、当事者が申請するというよりは、むしろ行政が持っているものだと思うが、あわせてオンライン結合の対象となるという理解でよいか。

飲食店等の申請をしてもらう際に、過去の処分歴等を自己申告してもらう仕組みとなっているため、提供の対象となる。営業開始後の状況については、市が保有し管理する内容である。

突合するという事でよいか。

そのとおりである。

自己申告だと意図的か忘れてるかは別として漏れることは十分にあるわけで、それは全部突合するから結局全てがオンライン結合になるということよいか。

そのとおりである。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

審議の結果、食品衛生法に基づく許可、届出事務におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について、諮問の内容を適当とする答申を行った。

(2) 個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について

ウ パブリッククラウドサービスの利用による学習活動におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について

実施機関である教育センターから説明の後、質疑応答が行われた。

- グーグルクラウドとの契約は、もう行われているのか。
契約ではなく、インターネット上の利用規約提示されているところに同意をする形だが、すでにアカウントまでは作ってよいとのことと用意できている。
- グーグルの個人情報の扱いについてはチェックしているのか。
している。第三者認証に係る部分やギガスクール構想に合わせて文科省でセキュリティガイドラインを改定していて、そこに準拠ということを確認している。
- 契約主体がグーグルの個人情報の扱いについて理解した上で契約に至っているのか。グーグルクラウドの契約条項は見えないが、個人情報については非常に危険。相模原のどの地区が偏差値が高いか等やり方によっては色々な情報を取られてしまう。
クラウドサービスの教育の部分については、二次利用されないことが明記されている。
- 事前にセキュリティーポリシーや手順書等を読んだが、文科省のガイドラインがベースということで大きな問題はないと思うが、その次の段階を心配している。例えば手順書、こういった形で作られるのか。市街地にある学校とそうでない地域など、場所によっても若干違ってくる。そういうことも配慮されているのか。今回、セキュリティの問題が起きるとしたら、クラウドのクライアント側の問題。地域に則したマニュアルがきちんと作られて、研修されているか心配。もう一つは、情報セキュリティに関する体制だが、現場の学校管理職は、かなり多忙だと聞いている。セキュリティの話現場の校長先生や教員、教頭先生に任せて本当にこの体制でできるのか。専門家も入っていない。専門家なくして現場だけで回るのか、今の教育のことだけでも大変なのに、セキュリティの問題も入ってきて、セキュリティ委員会を作って、回るのか。本当にこのポリシーと対策基準で大丈夫か。
各学校については、セキュリティ順守状況を確認するために、教育センターでセキュリティの監査を3年に1回、各学校必ず行っている。それに伴い毎年セキュリティ研修を行っている。さらに管理職については管理職研修の中で、情報にかかる研修を毎回行っている。学校と共に順守できるように取り組みを進めている。
- 今の学校現場はかなり多忙な状況で、セキュリティなど専門性のあることを現場の先生たちのこの体制でできるのか。
各学校に全部を任せるのは難しいと思うので、アカウントの管理の部分については教育センター(教育委員会)に任せようと考えている。個々のセキュリティ責任というか、活用については個々それぞれがあると思うので、その部分は教育委員会でしっかりと見ながら、個々の学校のセキュリティの順守状況を毎回学校に確認する。

- 現場の現状の体制だと、このセキュリティ体制で現場の教員が疲弊してしまう。これだけだと回らないと思う。今までではなく、これから、現場の先生がかなり大変になる。この体制図だけで回るのか。教育委員会がルールを作ったのはいいが、現場が本当に回るのか。
- 組織としては位置づけておらず、組織体制という図の中には示していないが、現在でも事業者へ委託することにより、ネットワークを監視したり、セキュリティの監視を行ったり、セキュリティ対策を実施している。その監視も含め、ICTアドバイザーが現場にも定期的に巡視してもらいながら、現場にも浸透していくような形でセキュリティ対策を実施しているところである。
- この諮問の内容自体は問題ないが、実際の運用に入ったときに、この諮問の内容で本当に回るのかが心配。このルールに基づいて実際に運用したときに心配である。
- 各学校の先生方については、研修やサポートというのは、今までのプログラミング教育の時にも行ったが、どのような形で授業で活用できるか提案して、授業での活用方法の研修や資料などもしっかりと用意したり、あとは、小学校から中学校までの9年間のそれぞれの子供たちが活用していくためのものなので、それぞれの発達段階にあった活用方法などについても、様々な方法で学校の先生がこのパブリッククラウド等を利用して一人一台の学習端末を利用することによって、子供たちの学びを変えていくんだというバックアップを十分するというようなことで取り組んでいく。今まで本市が教育センターを中心に培ったノウハウがあるので、そういった形でやっていきたい。
- ICTアドバイザーというのは、具体的に何人いて、どのようにやっているのか。第三者的な立場から定期的に専門的に見なくて大丈夫か。先生がやっているから大丈夫ということではなく、ちょっと違った目で見ないといけないと思う。
- ICTアドバイザーについては、内部の人間ではなく、委託の事業者が入っている。様々なノウハウを活用しながら、アドバイス等ももらっている。現在20名近くの人に関わっている。
- 今回、提供する項目が、氏名と児童生徒の学習記録に関して、氏名を登録するとあるが、パスワードについては、それぞれの生徒児童に管理させるのか。それとも氏名だけでログインできてしまうのか。
- パスワードについては、個人が特定できるものではなく、それぞれランダムなものを設定してもらう。
- パスワードを児童に管理させた上で、家庭でも接続することが想定されると思うが、家庭から接続する場合に、提供するものとして指定されている児童生徒の学習記録が、家庭から漏れ出るといったことは想定していないのか。
- 本人のものは、端末を使ってやるようなオンラインドリルなどのどの問題をどの時間にやったかの履歴が残るので、家庭で確認できるような学習履歴になる。また、子供がお絵かきソフトで書いた自分の作品をオンライン上で見ることができるもので、ほかの人が見れるわけではない。
- 本人が家庭で見ることができるのは構わないが、家庭の端末を使うことで、本人や家族以外の人が見ることができることはないのか。
- ないと考えている。ここで整備する一人一台の端末を家庭で使う際には、必ずセキュリティ対策をしっかりとった上でネットワーク上の流出は起きないように仕組みを構築しようと考えている。
- 親戚や近所の人など家族以外の人などが家庭の中に入り込むということは当然あり得る。そういった、基本的には第三者にあたる人が、家庭にいて、例えばログインしたままの状態で見られるとか、そういうことを想定していないのか。もちろん本人の情報だろうが、それは本人が許可して見られているのではなく、たまたま見れてしまう、興味本位で見るといったことが可能なのではないのか。
- ご指摘いただいたようなことは物理的には想定されうると思うので、その点はしっかり運用手順などで注意喚起をできるようなことで取り組んでいきたい。

○ 注意喚起は大人には効くと思うが、小学校1年生に対してどこまで浸透させることができるのか、実際に家庭で運用するときの状況をどのように管理していくのかよくわからない。

まだ、具体的にどのサービスをどれだけというところまでは至っていないところだが、今、仰っていただいたようなところも含めて、例えば、パスワードを書いたものを持って帰るときにそれを落としてしまうというようなこともあり得ることだと思うので、家庭での活用が実際に始まる段階にあたっては、どういったことが考えられるのか、あるいは子供たちに対して、わかりやすいように、こういうことはやってはいけないとか、今、学習指導要領でも情報セキュリティも含めて情報活用能力ということで実施することとなっているので、それも含めながら、具体的に始めるというところにあたっては、しっかりと教育していく必要があると思っている。

○ 提供する項目名に、氏名、児童生徒の学習記録とあり（ワークシート、作品等）と例示で書かれていて、包括的にこれを承認するような形となってしまいが、そうすると、この例示には出てきていないが、説明を聞いていると児童生徒の成績情報、成績情報という言葉が少し適切ではないかもしれないが、少なくとも学習能力を図ることができるような情報というのが、提供対象に入ってくるのではないかと思われるが、ドリルをやらせるとかGoogle Classroomで課題を出して、採点をその中でできるようなシステムと記憶しているが、小学校はお絵かき等かもしれないが、中学校の現場では、これを使って小テストを出して、丸つけて等も想定されるが、そういったことのコントロールがどのくらい効くのか。

そのとおりで、やろうと思えばできることはかなりあると思うが、この情報については、基本的に教員が評価をする部分については行わないというものである。子供がノートで自分で丸付けするような部分については、それはもちろんこの学習履歴に含まれるが、それを評価として使うような部分については、こちらの構想図に書かせていただいたが、ネットワーク的には、校務用のネットワークが別回線にあり、そちらを使って処理するもので、しっかりと分けて活用するもので、あくまでこれは子供たちが学習で使って、それを学習記録をためていくためのものである。もちろん、学校への説明も十分に行う。

○ 優とか良とか、評価については当然情報として保有しないと思うが、ドリルをやったときに、例えば、どの辺りの学校の子が学習能力が高いとか、問題解決能力が高いといった情報が分かってしまう。成績という言葉はきついかもしれないが、学習能力が個人と紐づいてわかってしまうのは、例示の中に書いてなかったから、そこも含まれるのかどうかをクリアにして市民に示しておいた方がよい。この例示だとそこが含まれると読めない。現場がイメージしているものと市民が読んだときにイメージするものにズレがあるとしたら、それは整理をしないといけないと思った。

今の点は、内容的な問題として、評価に関わるものの利用は禁止されていることは教員に明示されるということか。

そのとおりである。

学校現場の話だが、基準の9ページには組織体制が書いてあって、学校現場では情報教育担当の方がおそらく一番重要な立場にあると思うが、各学校に情報教育の科目があって、その担当の先生がいるということか。

中学校にはいくつか授業があるが、小学校については教科はないので、そういったものではなく、各学校1名、大体、例年同じ方になるが、ある程度、専門性をもった方、情報にそれなりに知識がある方が任命されている。

もう1点。小学生の使用方法につき、指導があるということだが、我々が検討すべきなのはそれに加えて、システムとしてそういう間違いが起きにくいようにする必要がある。例えば、インターネットバ

ンキングだと、一定時間ログインしていないと自動的にログアウトされる。そのようなものがふさわしいかどうかはわからないが、一つの例示として、そのような検討もお願いしたい。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

審議の結果、パブリッククラウドサービスの利用による学習活動におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について、附帯意見を付した上で諮問の内容を適当とする答申を行った。

**答申第203号の附帯意見による、制度開始後の運用状況の報告について
保有個人情報取扱事務の登録等について（報告）**

次回の審議会で報告することとなった。

7 その他

**答申第203号の附帯意見による、制度開始後の運用状況の報告について
保有個人情報取扱事務の登録等について（報告）**

次回の審議会で報告することとなった。

次回の審議会日程については、後日調整することとなった。

以 上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 出席者名簿

(令和2年7月16日開催)

	氏名	所属等	出欠席	備考
1	牛嶋 仁	中央大学法学部教授	出席	会長
2	瀬戸 洋一	東京都立大学システムデザイン学部情報科学科非常勤講師	出席	副会長
3	岩谷 房雄	相模原商工会議所1号議員	出席	
4	落合 洋一	公募委員	出席	
5	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部教授	出席	
6	坂口 貴弘	創価大学創価教育研究所講師	出席	
7	清水 善仁	中央大学文学部准教授	欠席	
8	下重 直樹	学習院大学大学院人文科学研究科准教授	出席	
9	瀬尾 守一	相模原市自治会連合会理事	出席	
10	土田 伸也	中央大学法科大学院教授	出席	
11	寺田 麻佑	国際基督教大学教養学部准教授	欠席	
12	長瀬 久	公募委員	出席	
13	中西 知子	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事	出席	
14	松浦 薫	弁護士	出席	
15	脇山 寿満子	相模原市民生委員児童委員協議会常任理事	出席	

任期は令和3年6月30日まで